

刀都関インバウンド誘客および受入体制整備業務 プロポーザル審査要領

1 目的

この要領は、岐阜県関市（以下、「本市」という。）が実施する「刀都関インバウンド誘客および受入体制整備業務」（以下、「本業務」という。）の委託に係る受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）について、必要な事項を定めるものである。

2 業務受託候補者の選定

本業務の受託候補者の選定にあたっては、本市が別に設置する「刀都関インバウンド誘客および受入体制整備業務プロポーザル審査会」（以下、「審査会」という。）の審査結果に基づき、本市が受託候補者を決定するものとする。

3 評価に係る事項

（1）審査方法

審査会にて、参加者が提出した書類を基にプレゼンテーション及び質疑応答（以下、「プレゼンテーション等」という。）を行い、審査会を構成する各委員が資料2「提案書等審査基準」に基づき審査する。審査の結果、委員の審査点を順位付けし、次に定める順位点を付すものとする。1位＝1点、2位＝2点、3位＝3点、4位＝4点・・・。

提出された見積書に記載された金額が「委託契約限度額」の金額を超える場合は、審査対象としない。

各委員の順位点を合計し、合計得点の最も少ないものから順位を付ける。順位点の合計得点が高点の場合には、各委員の審査点の合計が高いものを上位とする。各委員の審査点の合計も同点となった場合には、提出された見積額が低いものを上位とする。見積額も同額の場合には、委員の協議により上位を決定し、最も順位が高いものを最優秀提案者とする。

ただし、各委員の平均評価点が60点未満の場合は、最優秀提案者として選定しないものとする。

（2）審査会

審査会のプレゼンテーション等は、下記のとおり行うものとする。

ア 当日の出席者は、説明者及び質問への対応者を含む合計2名以内とする。

イ 提出した提出書類とは別の資料等を新たに提出することは認めない。ただし、プレゼンテーションで使用するパワーポイント画面のコピー資料は除く。

ウ プレゼンテーションにパワーポイントを使用する場合は、使用するデータを保存したパソコンを持参すること。

スクリーン（80インチまたは100インチ）、プロジェクター、ケーブル（D-sub 15pin 10m/HDMI 3m）は本市で用意する。

エ プレゼンテーションは非公開で行う。

オ プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付が最も遅かった者から順とする。

カ プレゼンテーションは、1者当たり25分（説明15分、質疑応答10分）とする。

キ 審査会の開催日等の詳細は、プレゼンテーション参加者が確定後、改めて文書にて通知する。

4 契約締結及び公表

- (1) 本市は、審査会の結果に基づき、第1順位の受託候補者（以下、「受託候補者」という。）を決定する。受託候補者との委託契約締結に当たっては、提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、本市と受託候補者とが提案内容に沿って契約内容について協議及び調整を行った上で、双方合意に基づき随意契約を締結することとする。

なお、協議において本市が内容確認及び資料等を求めた場合は、受託候補者は即時対応をすること。

- (2) 受託候補者及び審査結果は、受託候補者が決定した後、速やかにプレゼンテーション参加者全員に対して書面により通知すると共に、本市ホームページ上にて公表する。

受託候補者の名称、委託契約予定金額、審査会における各参加者の順位、順位点及び審査項目ごとの審査点数の合計を公表するものとする。

なお、委員名、受託候補者以外の名称は公表しない。

- (3) 審査結果に関する講評は公表しない。
- (4) 審査の過程及び講評に関する問い合わせには一切答えない。
- (5) 審査結果に対する異議は認めない。
- (6) 第1順位の受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点の者と契約交渉を行うこととする。
- (7) 提出書類その他本プロポーザルの内容について、関市公文書公開条例（平成9年関市条例第44号）に基づく開示請求があった場合、同条例に基づき開示することがある。